

Title	キリシタン教会の貿易活動：托鉢修道会の場合について
Sub Title	Commercial activities of the mendicant orders in Japan in the sixteenth and seventeenth centuries
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.3 (1977. 10) ,p.7(233)- 24(250)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19771000-0007

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン教会の貿易活動

——托鉢修道会の場合について——

高瀬弘一郎

キリシタン布教の経済基盤の解明が、キリシタン史研究の上で重要な課題であることは言うまでもない。キリシタン教会は、大別してイエズス会とフランシスコ会・ドミニコ会・アウグスチノ会といった托鉢修道会とから成っているが、この内、日本イエズス会については、近年その経済活動の実態が徐々に明らかにされつつあるのに対して、いま一方の托鉢修道会については、従来殆んど全くその方面のことが解明されていない。その理由は、托鉢修道会の日本布教に関して公刊されている文献・史料には、その経済的活動については殆んど記述されておらず、また未刊史料にまで溯っての研究は従来余り行われてこなかったからである。托鉢修道会日本布教の経済基盤の解明は、同修道会関係の未刊史料の中から関係記事を収集することによって、初めて可能だと言えよう。尤も、今日これに関する史料がどの程度残存しているか明らかではない。托鉢修道会史料の収集・紹介は今後の課題として、以下ここでは主としてイエズス会史料の中に見出される若干の関係記事を紹介したい。

以下紹介するイエズス会文書及び若干の公文書は、托鉢修道会が日本を含む極東での布教の過程で、貿易を行なつてその収益を財源としていたことを明らかにしているものである。このキリシタン宣教師が行なつた貿易活動の問題は、とかくイエズス会のみがこれに関係し、托鉢修道会の方はこれには無関係であつた許りか、イエズス会士が行なつた商業活動を強く非難する立場に立つた、と考えられがちである。彼等がイエズス会の貿易行為を激しく批判したことを見れば、彼等自身も商業活動をしていたなどとは考えにくく、それについて否定的な予見を抱きがちになる。ところがその托鉢修道会士も貿易をしていた。この点を彼等から鋭く批判されたイエズス会士にしてみれば、程度の差こそあれ、托鉢修道会も商業活動に関係していた事実があれば、殊更その点を揚言してその立場の矛盾を衝こうとしたのも当然であろう。その意味で、この関係のイエズス会史料は利用する際に注意を要すると言えよう。托鉢修道会の側の関係史料も同時に呈示して、双方を比較検討することが出来れば、それが最も望ましいが、前述の通り当面はそれが不可能なので、イエズス会側の史料とこれに関する若干の公文書のみを紹介したい。托鉢修道会の活動を他会の史料で究明することには限界があるし、その上以下のイエズス会史料にしても断片的な記事であるが、従来この関係の事実が明らかにされていなかったので、敢えて紹介をこころみた。

二

1 一五九三年一月一日付マカオ発、ヴァリニャーノのイエズス会総会長宛て書翰

「日本イエズス会が所有する中で最も確実なレンタ〔定収入のこと——引用者〕は、この生糸のレンタである。これは既に記述したように、真実何ら弊害なしに、われわれ会員がその売買に介入することなしに行われている。というのは、凡てが外部の人々の手で行われているからである。尤も、弊害がないのに、弊害があるように言いたがる者がいる。例え

ば、これら祝福された托鉢修道士がそうであって、彼等は自分達のカーザのため許りでなく、自分達の妹や姪に援助したり、これを結婚させたりするためにも、いろいろな方法で貿易を行なっているが、われわれに対しては、この生糸貿易をとらえて中傷の材料にしている。」¹⁾

一五八〇年代に入り、フィリピンと日本との交通の開始が現実性をおびてくると、托鉢修道会の日本布教の正当性をめぐって、イエズス会との間に論争が生じたが、殊に一五八五年一月教皇グレゴリウス十三世が、イエズス会士による日本布教独占を規定した小勅書を発布して以後は、この論議が一層激化した。托鉢修道会側はイエズス会による日本布教の弊害を強調し、中でも最も非難を集中させたのが、日本イエズス会の生糸貿易であった。商業活動に従事するなど修道士にあるまじきことであって、内部腐敗の原因になった許りか、対外的にも、直接間接にこれが迫害の原因の一つとなったとする托鉢修道士の批判が説得力を持ったためには、彼等自身が貿易と無縁であることが前提となるのは言うまでもない。もしもそうでなければ、いかにそれがイエズス会とくらべ小規模のものであっても、その事実を指摘されることによつて、彼等の主張は著しく迫力を殺がれるのは否めない。右のヴァリニャーノの書翰は、その詳細な実態は不明であるが、托鉢修道会士の中に、貿易を行なつてその利益を修道会の経費許りか、これを私用にまわす者までいたという事実を伝えている。

2 一六〇三年十一月十五日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰

「しかしこの東インドのキリスト教界は、殆んど凡て異教徒の王と領主の土地にあり、そこでは聖職者は裁治権を行使することは出来ず、喜捨もなく、刑罰を科すことも出来ない。しかも多くの所では国王の給付金すら支給されていない。そして所有するものも支払いが滞っている。それ故、貿易を利用する外に対策がない。このため日本司教は、仮令この小勅書〔聖職者による貿易を禁止した内容のもの——引用者〕が届いても、それを公布せず、法律によつて許可されている

ところに従つてこの点教皇に抗弁することに決心した、と私に書送つてきた。その小勅書を実施したのでは聖職者を養うことが不可能になるのは明らかだからである。司教ドン・ルイスが言うことは、この東インドの他の凡ての司教や聖職者も言うであろう、と私は考える。というのは、托鉢修道会士に至る迄の凡ての人々がこれを利用している。そして当市の修道院に四人しかいないアウグスチノ会の托鉢修道士が、今年日本航海のナウ船で四〇〇〇ドゥカド以上を失つたということである。いろいろな商品に投資して送り、その利益で以つて彼等の修道院を建てるためであつた。⁽²⁾」

ヴァリニャーノは、東インド教会の経済的維持のためには貿易が不可欠であることを強調して、マカオのアウグスチノ会も一六〇三年ナウ船で日本に四〇〇〇ドゥカドの各種商品を送ろうとしてこれを失つてしまつた事実を挙げている。これは恐らくは、その年の七月日本に向けマカオを出帆する直前のナウ船がオランダ人の襲撃を受け、積荷を略奪された事件のことであろうが、この事件はイエズス会許りかアウグスチノ会にも甚大な損害を与えたことが判明する。とにかく、右のヴァリニャーノの書翰は、マカオのアウグスチノ会のことではあるが、一六〇三年に四〇〇〇ドゥカドを各種商品に投資し、これを日本に送ることによつて収益を凶つたことを明らかにしている。

3 一六〇五年三月十日付長崎発、メスキータの総会長宛て書翰

メスキータはこの中で、貿易によつて維持費をまかなうようなことはやめるべきである、と主張した後で、次のように記述している。

「私がこの考えに傾いたのは、貿易が原因でイエズス会の名声が大いに損われ、またそのために托鉢修道士がこれを非難し、自分達が貿易なしで暮していることを誇りにしているからである。またそのために日本人が彼等のことを助けているからである。異教の日本人さえそうで、少なくとも日本で二番目の実力を持つ領主の薩摩の王がそれを行なっている。同領内にはドミニコ会の托鉢修道士がいるが、われわれは、同王が相当な銀と食糧で以つて彼等を援助していることを確

実に知っている。尤も、これは凡て、マニラから船をそこに渡来させてもらうという名譽と利益に驅られて行なっているものではあるが。⁽³⁾

右の史料をここで引用するのは、或は適當でないかも知れない。というのは、文面から明らかなように、これは托鉢修道士が貿易をしていたということを述べた記録ではないからである。メスキータは、日本イエズス会が商業活動を行いその収益で布教の諸経費をまかなくて来たことを最も鋭く批判したイエズス会パードレの一人であった。日本イエズス会の中には、商業活動に疑問を持つ会員も少くなかったが、その多くは貿易に伴う諸弊害にのみ目を向けたものであって、商業活動自体は必要やむをえないものとしてこれを認めたのに対し、この点メスキータは、貿易そのものに反対した数少ないイエズス会士の一人であった。そのようなメスキータが、右の書翰の中で、イエズス会士と対比させて托鉢修道士は貿易を行っていないということを殊更に記述し、この点彼等のイエズス会批判に理があると認めるが如き態度を見せている。しかし、托鉢修道士も貿易を行っていたことが確実である以上、右のような記述をしたメスキータは、その事実を知らなかったか、又は知っていても故意にそれに触れなかったかのいずれかであったことになる。ポルトガル人のメスキータが、イエズス会にとって利害の反する托鉢修道会のために故意に虚偽の記述までしたとは考えられず、また托鉢修道士が行なった商業活動について全くその事実を知らなかったとも思われない。イエズス会・托鉢修道会の双方が貿易を行っていたとはいっても、マカオ・長崎間の定期貿易ルートを利用したイエズス会の大規模な商業行為と、それとは比較すべくもないフィリピン・日本間の貿易を主として基盤にした筈の托鉢修道会の貿易活動とは、大きな差異があったことは確かである。布教組織の大きさに比例して托鉢修道会の貿易が小規模のものであった、ということだけでなく、會計上、全収入の中で占める貿易収入の比率も、托鉢修道会の場合は、イエズス会にくらべ低かったのではないかと推測出来る。また直接教会の維持費をまかなうための商業活動に限らず、それ以外の、いろいろな面での貿易との関りという点

でも、双方の間には矢張りその程度に違いがあったと言えよう。このようなところから、メスキータは、托鉢修道会も商業活動と無縁ではない、ということを知りながら、余りに弊害の目立つ程にまでイエズス会士がこれに深入りしているのを批判しようとする余り、托鉢修道士の行なっている小規模の貿易活動のことは敢えて無視した記述をしたものではないであろうか。

4 一六〇九年十二月二十四日付、スペインⅡポルトガル国王フェリペ三世の勅令

「朕国王はこの勅令を見る者に知らせる。修道士と聖職者が貿易や商業活動をするのを禁じた教会法の規定がある。インドにおいては、これが墮落を伴って行われているということである。そこでの実例は一層重大であるに相違ない。というのは、非常に異教徒の近くにいたので、これが原因で彼等の改宗が冷却するからであるし、またそれによって異教徒のみでなく、キリスト教徒もまた大きな弊害を蒙っているからである。朕は、神と朕に対する対する奉仕にとって適切故に、それを阻止し、上述の修道士達が模範的な満足すべき振舞をすることを望む。彼等は信徒と未信徒を教化する義務があるからである。それ故朕は、キリスト教徒たると未信徒たるとを問わず、またいかなる地位・身分の人であれ、インド領国に居住、滞在する朕の家臣の世俗人の全員に対し、同領国においてこの勅令を公布した日から、自分自身であれ、他人を介してであれ、上述の修道士と聖職者のかねやいかなる商品をも扱うことを禁止する。そしてもしもそれを行い、しかも管轄の朕の判事と役人に知らせなかったら、彼の資産・財貨の凡てと、扱った上述の修道士と聖職者の財貨とかねを没収し、その半分は朕の国庫へ、半分はそれを告発した者に与えるものとする。その外、インドにおいて罪の償いの出来ない者については、シリア要塞へ一〇年間流刑に処するものとする。また彼等自身が上述の修道士や聖職者から商うために渡されたかねや財貨を發いたら、その半分は彼等に与え、残りの半分は朕の国庫に入るものとする。このことを凡ての人々に知らせ、知らなかったと言わせないようにするため、この勅令を同領国の諸都市、要塞の広場や公けの場所にて公

布するように。」⁽⁴⁾

5 一六一〇年二月四日付、同国王のインド副王ルイ・ロレンソ・デ・タヴォラ宛て書翰

「御地の修道士や聖職者が自分の義務を忘れ、教会法の規定に反して、貿易と商業活動に従事し、その結果キリスト教徒と未信徒が多大な弊害を蒙っている許りでなく、朕の関税において彼等が税を納めないために、多額の損害が及んでいる」という情報を受けた。これらの事を阻止するのが、神と朕に対する奉仕にとって適切故、朕は勅令を發布させ、これを本状と共に貴下に送らせたので、これを完全に遂行させるように。同勅令によって朕は、修道士と聖職者の財貨を商った者は凡て、自分の財貨と扱った同修道士と聖職者の財貨とを没収されるものとし、またそれを発いた場合は、その財貨とかねの半分は彼に与え、他の半分は朕の国庫に入るものとした。さらに朕は教皇に対し、自分自身で行うものであれ、他人を介してであれ、上述の貿易と商業活動を小勅書によって禁ずるよう要望させた。」⁽⁵⁾

右の二通の国王文書は関連するものであり、史料5の中に、「朕は勅令を發布させ、これを本状と共に貴下に送らせた……」とある勅令が、史料4の勅令である。従って両文書共趣旨は同じであって、修道士・聖職者の依頼をうけてその財貨を商うことを一切禁止して、違反行為に対する罰則と告発者への褒賞を規定しているものである。修道士等に対して直接商行為を禁止するのではなくして、世俗人が依頼をうけて彼等の財を商うのを禁ずる、という文面になっているのは、そのように規定することが聖職者の商行為を禁ずる上で有効であるとの判断がなされたためと、直接修道士に対しては、史料5の副王宛て書翰の中に見えているように、ローマ教皇からこの件で小勅書を發布してもらおうとしたためである。ところで、国王がここで修道士・聖職者の商行為を禁止した動機の一つは、矢張りイエズス会士の大規模な商業活動と、それに伴う弊害を挙げなければならないであろうが、右の二通の文書中で、イエズス会士と限定せず、「修道士と聖職者」と記されているのは、当時東インドで商業行為を行っていたカトリック聖職者は、イエズス会に限らず他会士も

これに関係していたことを示すものであろう。

6 一六一二年五月十日付長崎発、ジョアン・ロドリゲス・ジランの総会長補佐宛て書翰

彼はこの書翰の中で、日本イエズス会を維持する収入源としては、貿易以外の収入は不充足且つ不確実であつて、どうしても貿易に頼らざるをえない、ということ強調した後で、次のように記述している。

「これについては多くの理由が御地に書送られており、尊師はそれをご覧になったことと思うが、その外にもわれわれは、当地にいる他会の修道士が、御地の政庁ではこの点われわれのことを非難していながら、フィリピンにおいてその維持費に充てるように与えられた生糸を日本にもたらして売り、それによって何がしかの利益を上げたことを知っている。丁度われわれがやっているのと同じである。」⁽⁶⁾

フィリピンから渡来した托鉢修道士が、日本イエズス会の商業活動を非難していながら、彼等自身もフィリピンで支給された生糸を日本にもたらして利益を上げていたことを暴露しているものである。この当時日本とフィリピンとの間のスペイン貿易における主要な輸入品は生糸であつた。そのようなフィリピン⇨日本間の航海を利用してわが国に渡来した托鉢修道士が、フィリピンで生糸の給付をうけてそれを日本で売って収益を上げていたとすると、その規模の大小を問わなければ、まさにロドリゲス・ジランが言うように、日本イエズス会の生糸貿易と同じ性格の経済活動を営んでいたと言えよう。

7 一六一三年三月十二日付長崎発、ジョアン・ロドリゲス・ジランの総会長補佐宛て書翰

「定航のナウ船が渡来すると、何人かの修道士がカピタンに対し、自分達にもいくらかの生糸をパンカダでわけてくれるようにと頼んだ。後でそれをパンカダ外でこれより高く売って、その分を儲けるためであつた。即ち、曾てはこの点でわれわれのことを非難した者が、今ではわれわれ同様これによって収入をえるために、同じことをしようとした。」⁽⁷⁾

これも史料6の書翰と同様、他会修道士はイエズス会士の商業行為を非難しながら、自分達も同じ手段で収入を図っている、と言うものであるが、ただそこに記述されている托鉢修道士の商業活動の内容は、史料6と史料7とは全く異なる。即ち、史料6では、前述の通り日本とフィリピンとの間のスペイン貿易のルートを利用する形で、彼地で支給された生糸をわが国にもたらして売却し、利益を上げていたことが明らかにされるのに反し、史料7は、在日托鉢修道士が、ポルトガルのナウ船から生糸をパンカダ価格で買い、後でそれを高値で転売して差額を儲けようとした、という事実を伝えている。既に別稿で取上げたように、ポルトガル側が長崎で舶来生糸を一括して日本側に売渡すパンカダ価格は、高値と安値の中をとった適当な価格であった。⁽⁸⁾ポルトガル側は、もたらした生糸の大部分をこのパンカダ価格で一括売却した筈であるが、しかし一部はこれから除外されて、カピタンの裁量等によって適宜分売された。日本イエズス会もマカオで割当てを受けた規定量の生糸以外に、長崎でこの種の生糸を入手して高値で転売し、利益を上げていた。⁽⁹⁾右の史料7は、イエズス会同様、在日托鉢修道士もこの生糸を比較的安値のパンカダ価格でわけてもらい、後で高値で売って利鞘を得ようとしたことを明らかにしているものであって、これは、経済基盤の点で単純にイエズス会⁽¹⁰⁾ポルトガルと托鉢修道会⁽¹¹⁾スペインとの利害の対立という図式だけでは割切れない面のあったことを示しているものといえる。

8 一六二〇年二月十日付マカオ発、セバスチアン・ヴィエイラ外七人のイエズス会士が総会長に宛てた「われわれイエズス会士が行なっているシナ⁽¹²⁾日本間の貿易に関する報告」と題する文書

「先年アウグスチノ会士ドン・フレイ・アレシヨ・デ・メネセスがインドを統治していた時（一六〇八年二月—一六〇九年五月）⁽¹³⁾引用者」、当市に居住していた同会の修道士達は、彼を利用して、インド領国の大司教兼総督の權威でいて、自分達も生糸の配分を割当ててもらえるよう当市を説得してもらった。そこで彼は、自分の権力を以って、またその後の副王達は彼に敬意を表して、これに二〇ピコの生糸を与えることにきめた。彼等は、特別の勅令により、今日当市

のアルマサンの中でこれだけの生糸の割当てを受けている。彼等は通常五人乃至六人の修道士にすぎず、多くても八人を越えることはない。その上彼等には、それで以って非常に裕福な暮しが出来るだけの多くの臨時収入が他にある。「中略」もしも他の修道士でも副王達や当市から、アウグスチノ会士が獲得したものを得ることが出来るのであれば、彼等もそれを望むのは確かであって、事実それを手に入れようとした。何故なら、これを慎しみのない醜行だとは誰も思わないからである。しかしながら、アウグスチノ会士達がインド領国の大司教兼総督の権力をわがものにしながら、その目的を遂げるのにいかに骨を折ったかということを見て、彼等はそれを断念してしまった。そして当市が拡大したし、また現在でも日々拡大しているので、もうそれを獲得するのは殆んど不可能であろう。⁽¹¹⁾

これは史料2のヴァリニャーノの書翰と同様、マカオのアウグスチノ会士がマカオ日本間の貿易を利用して布教資金を調達していたことを明らかにするものである。同会はアルマサン——対日生糸貿易のために一五七〇年前後にマカオに作られた一種の会社組織——の中で生糸二〇ピコの割当てを受けていたという。日本イエズス会は、ヴァリニャーノが一五七九年マカオ当局と契約を結び、アルマサンの中で生糸四〇ピコ（後に五〇ピコ）の配分を受けていたが、このよう⁽¹²⁾な形でポルトガル貿易に参加して資金を調達したのは、イエズス会だけではなかったわけである。尤もこの二〇ピコの割当てを受けたのはマカオのアウグスチノ会であって、在日アウグスチノ会の会計と直接関係するものではなかった筈である。更に右の史料によって、イエズス会・アウグスチノ会以外の修道会も、同じくアルマサンに参加して生糸の割当てを受けるのを希望しながら、それが困難なので断念した、ということを知ることが出来る。このことは、アルマサンに参加することが当時の教会にとって極めて有力な布教資金調達法であったことを示していると言えよう。イエズス会の場合には、まだキリシタン布教初期の頃に貿易商人ルイス・デ・アルメイダが入会したことによって貿易活動が始められ、そしてその実績の上に立って、ヴァリニャーノがその政治的手腕によってマカオ市と契約を結ぶことに成功したものである

し、またアウグスチノ会の場合は、右の文書に記述されているように、同会のドン・フレイ・アレイシヨ・デ・メネゼスがインドの大司教兼総督であったので、彼に要請してかなえられたという有利な条件に恵まれていたわけで、修道会のアルマサンへの参加は容易には達成しえない難関であったようである。

9 一六二一年十月十六日付、マカオ市判事ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ(?)の国王フェリペ三世宛て書翰

「当市の参事会員その他の役人及び同市民は、アウグスチノ会修道院に対する経済援助のために、日本航海に二〇ピコの生糸を搭載し、それを日本でアルマサンの外で自由に売ってもよいという許可をこれに与えた。これにより、上述の修道士達は、通常上述の市で売るより何がしか大きな利益を得ることが出来た。しかし、彼等は貧困の故に生糸を船積みすることを全然行なっておらず、むしろ上述の利益を得るために彼地において生糸を自分の名義で他所に転売している。これは、アルマサンがあるにも拘らず、パンカダの外で売られているが、この収入は欠けることが屢々ある。」⁽¹³⁾

この文書の内容は史料8と関連するが、一致する点と食違う点とがあり、また二通の文書を照合することによって文意が一層鮮明になる、という面もある。史料8は、マカオのアウグスチノ会がアルマサンの中で生糸二〇ピコの割当てを受けたことを伝えていたが、史料9によると、この二〇ピコは日本でアルマサンの外で自由に比較的高値で売ることが許されていたという。この二つの記事は必ずしも矛盾するものではない。イエズス会についても、毎年アルマサンの中で一定ピコ数の割当てを受けていたものが、この頃になると、その割当て分の生糸について、アルマサンの総売上高の中から配当金を受けるのではなしに、日本でそれだけの生糸を現物で受けとり、それをアルマサンのパンカダ取引を経ないで、独自に販売していた。⁽¹⁴⁾ 恐らくアウグスチノ会の生糸二〇ピコについても、イエズス会同様わが国で独自の商業ルートを持ち、それによってパンカダ価格よりも高値で販売して利益を上げていたのではないかと思う。ところが史料9によると、少なくとも最近は、アウグスチノ会士は資金難の故にこのような形で生糸をマカオから船積みすることは全く行なってい

ないという。そしてそれに代るものとして、日本において生糸をパンカダによらずに転売して利鞘を収めていたという。この点については、史料7の一六一三年三月十二日付ジランの書翰の中で他会修道士のこととして記されていたと同類の商行為を意味していると解釈せざるをえない。ただマカオで生糸を仕入れて日本に送ることは資金難のために出来ないが、日本においては売買が可能であったというのはいかなる事情か、明らかでない。アウグスチノ会の財務内容も悪化に向い、それに伴って、外部からの借入金に依存して商業活動を行うのを余儀なくされるようになってきていたであろう、といったことが当然考えられる。その場合、この当時わが国をめぐる貿易活動において外国商人も国内商人の資本に依存するところが大きく、カトリック教会内でもイエズス会は日本人からいろいろな性格の借入金を導入して商業活動の資金としていた⁽¹⁵⁾、ということを考えあわせれば、アウグスチノ会の国内での商業活動も、日本人の資金に依存するところが大きかったであろう、ということが推測出来る。

10 一六三六年四月十五日付、マカオにおいて作成された証言文書二通

「当マカオ市の市民で、妻帯者である私、ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロは次のことを証言する。即ち、私は一度は代理人として、今一度は当市からかの王国に通告に赴いた船のカピタンとして、都合二度日本に行った。その航海において私が目撃したところにより、次のことを確実に知っている。当市の修道院の、アウグスチノ会とドミニコ会の修道士達が、自らを養うために、銀を生糸・反物、その他の財貨に投資して、定航船に積んで上述の日本に送っている。この投資は全体で行うものであるが、これ以外にも、何人かの個々の托鉢修道士が独自に投資した商品を送っている。私は更に次のことを知っている。当時日本にいたフランシスコ会とドミニコ会の何人かの修道士が、投資した商品を船に積んで当市に送ってきた。また私は、日本でアウグスチノ会原始会則派の修道士フライ・ピセンテ・カラバリーヨに与えるために、五〇パーセントの利率で以ってレスポンデンシアでかねを手に入れた。私は上述のことが凡て真実だということ

を聖福音に誓う。以上の証言を求められたので、私は本証言文書に署名して提出した。本日、一六三六年四月十五日、ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロ¹⁶。」

「私、このシナの神の聖御名の市の判事の書記であるアルフォンソ・グラセスは、上記証言文書の末尾の署名が、当市市民ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロのものだということを証言する。私は彼を知っており、彼が同様の署名をするのを何度も見たことがあるので、以上のことを証言する。以上のことを確認するため、職務により、私はこの証言文書に署名して提出した。マカオにて、本日、一六三六年四月十六日、アルフォンソ・グラセス¹⁷。」

「私、ルイス・マルティネス・デ・フィゲレードは以下のことを証言する。即ち、私は曾て日本に行き、そこに大凡三〇年間滞在した。私がこの間の航海で目撃したところにより、次のことを確実に知っている。即ち、当マカオ市のアウグスチノ会の修道士達が自らを養うために銀を生糸・反物、その他の財貨に投資して送った。更に次のことを確実に知っている。即ち、当時日本にいたフランシスコ会とドミニコ会の修道士達が、自らを養うため、投資することを目的に銀を定航船に積んで当市に送ってきた。私は上述のことが凡て真実だということを聖福音に誓う。私はこのような証言を求められたので、署名して提出する。本日、一六三六年四月十五日、ルイス・マルティネス・デ・フィゲレード¹⁸。」

「私、シナの神の聖御名の市の判事の書記アロンソ・ガルセス〔前出ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロの証言文書に添附された文書の筆者はアルフォンソ・グラセスとあったが、同一人物であろう——引用者〕は、上記証言文書の末尾の署名が当市市民ルイス・マルティネス・デ・フィゲレードのものだというものは真実だということを証言する。私は彼を知っており、彼が同様の署名をするのを何度も見ているので、以上のことを証言する。以上のことを確認するため、職務により、私はこの証言文書に署名して提出した。マカオにて、本日、一六三六年四月十六日、

アロンソ・ガルセス。⁽¹⁹⁾」

右の二通の証言文書（夫々について、その署名が本人のものであることを証言した文書が添えられている）が作られた経緯については不明である。しかし、このような、托鉢修道会がマカオ⇨日本間で貿易活動を行っていたことについて証言した内容の文書が、イエズス会文書の中に伝存していることから、イエズス会がその商業活動について他会から批判を受けたのに対抗して、托鉢修道会も同じく貿易を行っていた事実を明確にして、その批判に反撃を加えようという狙いから作成された文書であろうと推定出来る。証言内容についてであるが、第一の、ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロの証言は、マカオのアウグスチノ会とドミニコ会が全体として生糸・反物、その他の商品を仕入れて日本に送っていたこと、その外にも個々の托鉢修道士が独自に商業活動をしたこと、また在日フランシスコ会士・ドミニコ会士もマカオ貿易を行なったことを明らかにしている。即ち、マカオの托鉢修道会の貿易としては、史料2・史料8・史料9によって、アウグスチノ会が対日貿易に関係していたことが判明したが、この証言から、アウグスチノ会のみでなく、マカオのドミニコ会も同じく日本貿易を行っていたことが判る。しかも修道会として行う貿易以外にも、個々の修道士が独自に商業活動を行っていたという。この、修道士の個人的な非公認の商業活動は、日本イエズス会のそれについては関係史料もかなり存在し、ある程度その実態をつかむことが出来るので、既に別稿で取上げた。⁽²⁰⁾今右の証言文書に、マカオのアウグスチノとドミニコ会の修道士が、個人で日本との間で商業活動を行っていた旨の記述が見られるのは注目に価することであり、勿論この簡単な記事だけでは詳細な実態を知ることが出来ないが、イエズス会士が行っていたのと同様な個人的且つ非公認の商業行為を他会士も行っていた公算が大きい、と言えよう。更にこの証言は、在日フランシスコ会士とドミニコ会士が、日本で商品を仕入れてマカオに送ったことを明らかにしている。前引の史料7は、在日托鉢修道士が長崎でポルトガル船から生糸をパンカダ価格で買入れ、後でそれを高値で売って利鞘を得ようとしたことを伝えてお

り、この事実から、イエズス会^{II}ポルトガル対托鉢修道会^{II}スペインという理解だけで割切ってしまうことの出来ない面もある、ということ述べたが、右の証言文書の記事は、在日托鉢修道士とポルトガル貿易との結びつきを一層裏付けるものと言えよう。更に同文書は、在日アウグスチノ会士が商業活動をする上でレスポンデンシアによって資金調達をしてきたことを明らかにしているが、この点は別稿で取上げたところである。⁽²¹⁾

次に、第二のルイス・マルティネス・デ・フィゲレードの証言文書は、マカオのアウグスチノ会士が生糸・反物、その他の商品を仕入れて日本に送ったこと、及び在日フランシスコ会士とドミニコ会士がマカオで投資するために銀を送った、ということ明らかにしている。内容は第一文書の証言内容の一部と重複しており、食違う所はない。ただ、第一の証言文書には、在日フランシスコ会士・ドミニコ会士が投資した商品⁽²²⁾をマカオに送った、と記されていたのに対し、第二文書の方は、この点銀を送ったと記述されている。しかしこの当時のポルトガル貿易において、銀は通貨であると同時に商品であったと言うことも出来、両文書の記事に矛盾はない。

11 イエズス会文書（筆者・作成年月共に不明）

「今迄に同マカオ市に行った司教達も商業活動を行い、それで以って生活していた。日本の司教達も同様で、それは市の特別の好意によるものであった。教区司祭達も同様であった。托鉢修道士迄そうで、何故ならアウグスチノ会士は通常は六人しかおらず、多くても八人までであるにも拘らず、同会修道士であったゴア大司教ドン・フレイ・アレイシヨ・デ・メネゼスがインドを統治していた時、彼は権威、徳操、学識に秀でた高位聖職者であったので、同会修道士がアルマサンの中で二〇ピコの割当てを受けることを認めさせ、国王の勅令によってそれを確認した。彼等はその配分を受けてきたし、今日でも受けている。〔中略〕ドミニコ会士は何度か、アウグスチノ会士と同様のものを手に入れようとしたが、それを同市から獲得することが出来なかったし、また出来そうにも思われなかったので、そのような行為を悲しんでいる人

のように、この点を言いたてて、常にわれわれのことを誹謗してきたのは事実である。⁽²²⁾」

右の記事は、史料8と同じ趣旨であつて、マカオのアウグスチノ会士が、同会に属するゴア大司教兼総督ドン・フレイ・アレイショ・デ・メネゼスを介して、アルマサンの中で二〇ピコの配分を受ける件を、マカオ市当局に認めさせたことを明らかにしているものである。またアウグスチノ会以外の托鉢修道会も同様の恩典が与えられることを希望しながらそれを果しえなかつた、ということも、史料8に見えていたところである。

三

以上、托鉢修道会の商業活動に関する史料を、イエズス会文書を中心にいくつか紹介してきたが、これらの史料によって明らかになったところを次にまとめておきたい。

- 一、スペイン系托鉢修道士は、フィリピンで生糸の給付をうけ、それを日本にもたらして売り、それで以って布教経費の一部をまかっていた。
- 二、更に、スペイン系托鉢修道士は長崎でポルトガル船から生糸をパンカダ価格で買い、それを高値で転売して利益を上げていた公算が強い。これは彼等が国内で独自の商業ルートを持っていたことを推測させる。
- 三、フランシスコ会士やドミニコ会士はポルトガル船を利用してマカオに銀を送り、商品の購入を行なった。
- 四、一方マカオの托鉢修道会についても、アウグスチノ会士・ドミニコ会士は、生糸・反物その他の商品に投資して、ポルトガル船で日本にもたらしていた。修道会としてこれを行なった許りでなく、修道士が個人的にもこの種の商業活動を行なった。
- 五、とくにアウグスチノ会は、一六〇八―九年頃、同会のゴア大司教兼総督の尽力により、アルマサンにおいて生糸二

○ピコの割当てを受けることに成功した。彼等はマカオ⇨日本間の貿易活動のみでなく、日本国内でも恐らく独自の商業ルートを持って商活動を行っていたようである。更にアウグスチノ会は、レスポンデンシアによる借入金を導入して貿易資金としていた。

六、このように、托鉢修道会の経済活動はイエズス会の場合と極めて類似している点注目し、同時に、スペイン系托鉢修道会といえどもフィリピン⇨日本間貿易のみに関与していたわけではなく、マカオ⇨長崎間のポルトガル貿易から利益をえたり、ポルトガル船を利用した経済活動を行ったりしており、イエズス会⇨ポルトガル対托鉢修道会⇨スペインという図式だけでは律しきれない複雑な面があったことも指摘出来る。

注

- (1) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 12-1, f. 7v.
- (2) Jap. Sin. 14-I, f. 146.
- (3) Jap. Sin. 36, f. 6.
- (4) Documentos remetidos da Índia, t. I, Lisboa, 1880, pp. 281, 282.
- (5) Ibid., t. I, p. 311.
- (6) Jap. Sin. 15-I, f. 143.
- (7) Jap. Sin. 15-II, f. 256.
- (8) 高瀬弘一郎「江戸幕府のキリシタン禁教政策と教会財政」『史学』四十七巻一・二号）二二頁。同『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、六四七・六四八頁。
- (9) 高瀬弘一郎「キリシタン教会の貿易収入額について」『社会経済史学』四十巻一号）六・七頁。前掲書、五八八・五八九頁。
- (10) J. F. Ferreira Martins, Os Vice-Reis da Índia, Lisboa, 1935, p. 109.
- (11) Jap. Sin. 45-I, f. 236v.
- (12) 高瀬弘一郎「日本イエズス会の生糸貿易について」『キリシタン研究』十三輯）一九六—二〇〇頁。
- (13) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, v. I, 1950, p. 283.
- (14) 高瀬弘一郎「江戸幕府のキリシタン禁教政策と教会財政」二〇—二二頁。前掲書、六四七・六四八頁。
- (15) 高瀬弘一郎「キリシタン教会の資金調達」前掲書、第二部

第三章。

- (16) Jap. Sin. 18-1, f. 160.
- (17) Jap. Sin. 18-1, f. 160. .
- (18) Jap. Sin. 18-1, f. 161.
- (19) Jap. Sin. 18-1, f. 161.
- (20) 高瀬弘一郎「キリシタン宣教師の非公認の商業活動について」〔『日本歴史』三三〇号〕前掲書、第二部第九章。
- (21) 高瀬弘一郎「キリシタン教会の資金調達」前掲書、三二二頁。
- (22) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesuitico 721.